

延岡・西臼杵地域の受動喫煙対策の評価と今後の取組
 ～宮崎県北部地域・職域連携推進協議会の取り組みを通して～

○藏元真理子（総務事務センター）、飯干麻子、茂三枝、瀧口俊一（延岡保健所）、
 塩田栄子（都城保健所）

I はじめに

宮崎県北部地域・職域連携推進協議会(以下協議会)では、平成 21 年度から禁煙支援や受動喫煙防止を目的にたばこ対策に取り組んできた。

今回、平成 25 年度調査に回答した施設等のうち、「禁煙施設」以外の「空間分煙」、「時間分煙」、「対策なし」と回答した施設を対象に、取組状況の評価を目的に受動喫煙防止状況調査を実施した。調査は、平成 22 年 10 月¹⁾、平成 25 年 9 月に続き 3 回目となる。

この調査結果を基に、延岡・西臼杵地域の受動喫煙対策の評価と今後の取組についてまとめたので報告する。

II 対象と方法

(1)調査客体：協議会に所属する施設等 1284 ヶ所のうち 480 ヶ所

(調査時に休止及び廃止の施設等 8 機関は除く)

(2)調査客体の概要：表 1 のとおり。

(3)調査時期：平成 28 年度 8 月

(4)調査内容：施設等の受動喫煙対策の現状を「全面禁煙」、「全館禁煙」、「空間分煙 A」、「空間分煙 B」、「空間分煙 C」、「時間分煙」、「対策なし」の中から選択してもらった(表 2)。

(5)調査方法：

①協議会の部会委員である団体と連携して調査票を送付し、FAX 又は郵送で回答を得た。一部対象には電話により行った。

②平成 25 年度調査時点で禁煙施設だった 796

ヶ所が平成 28 年度においても禁煙を維持していると仮定し、その数を平成 28 年度の調査客体に加算して、表 2 のとおり 7 つの区分を「禁煙施設」、「分煙施設」、「対策なし」の 3 区分に分け、対象区分毎に割合を出した。更に、平成 25 年度との変化を 2 群の標準偏差に基づく検定²⁾で比較した。また、平成 25 年度を基準として母数の調整を行い、併せて分析した。

III 結果

(1) 回答率は全体で 78.8%、延岡地域では 76.3%、西臼杵地域では 82.2%であった。

(2) 母数調整後の禁煙施設の割合の変化(表 3)では 62.0(±1.7)%から 72.9(±1.7)%の

表3 禁煙施設・分煙施設・対策無しの割合の変化の比較

	禁煙施設の割合の変化			分煙施設の割合の変化			対策なしの割合の変化		
	割合(%)	標準誤差	P値	割合(%)	標準誤差	P値	割合(%)	標準誤差	P値
平成25年度値	62.0	1.7		15.8	2.6		22.2	1.2	
平成28年度値	75.4	1.4		11.5	2.7		13.1	1.0	
変化幅	13.4	2.2	0.000 *	-4.3	3.8	0.251	-9.1	1.5	0.013 *
平成25年度施設調整値	62.0	1.7		15.8	2.6		22.2	0.9	
平成28年度施設調整値	72.9	1.7		13.0	2.6		14.1	1.0	
変化幅	10.9	2.4	0.000 *	-2.9	3.7	0.434	-8.1	1.4	0.020 *

表1 調査客体の概要

対象区分	対象数	回答数	未回答数
国県市町の庁舎	13	13	0
公民館・集会施設等	156	150	6
図書館・文化施設等	6	6	0
運動施設・屋外施設・公園等	15	15	0
高齢者施設・福祉施設等	12	12	0
児童館・保育園・幼稚園	5	5	0
小学校・中学校・高校・大学	1	1	0
医療関係施設 ※1	8	7	1
事業所 ※2	92	88	4
旅館・ホテル	40	19	21
遊技場	7	4	3
金融・交通機関等	5	4	1
飲食店	120	54	66
全体	480	378	102

※1 病院・診療所、歯科診療所、薬局

※2 旭化成、健康づくり協会、全国健康保険協会、農協に所属する事業所

表2 調査項目

禁煙施設	全面禁煙	敷地、駐車場、屋内なども含めて全ての場所で禁煙である。
	全館禁煙	屋内は禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置している。
分煙施設	空間分煙A	喫煙場所を設置し、換気扇等による分煙を徹底している。
	空間分煙B	喫煙場所を設置し、空気清浄機などにより煙を軽減している。
	空間分煙C	喫煙場所は設置しているが、それ以上の措置をとっていない。
	時間分煙	喫煙時間(休憩時間だけなど)を設けて時間制で分煙している。
対策なし		特に対策はとっていない。

10.9(±2.4)%増で、「対策なし」の施設では22.2(±0.9)%から14.1(±1.0)%の8.1(±1.4)%減と、いずれも有意に増加、減少した。「分煙施設」の割合の変化では有意差は見られなかった。

表4 禁煙施設・分煙施設・対策なしの平成25年度と平成28年度の割合

対象区分	禁煙施設の割合(%)		分煙施設の割合(%)		対策なしの割合(%)	
	H25	H28	H25	H28	H25	H28
国県市町の庁舎	70.8	83.0	29.2	17.0	0.0	0.0
公民館・集会施設等	47.5	58.8	7.1	3.4	45.5	37.8
図書館・文化施設等	45.5	45.5	18.2	45.5	36.4	9.1
運動施設・野外施設・公園等	61.5	76.9	5.1	7.7	33.3	15.4
事業所	51.7	63.0	44.8	35.4	3.5	1.6
旅館・ホテル	13.0	44.0	56.5	48.0	30.4	8.0
遊技場	12.5	20.0	12.5	40.0	75.0	40.0
飲食店	16.1	41.6	18.9	24.7	65.0	33.8
全体※	62.0	75.4	15.8	11.5	22.2	13.1

※平成25年度禁煙施設の割合が80%以上の対象区分は省略、全体には含まれる。

(3) 対象区分毎の「分煙施設」の平成

25年度と平成28年度の割合(表4)は、国県市町の庁舎等で29.2%から17.0%、図書館・文化施設等で18.2%から45.5%、遊技場で12.5%から40.0%、飲食店で18.9%から24.7%となっ

ていた。また、対策を行う上で課題に挙がっていた公民館・集会施設、遊技場、飲食店は、今回も依然として30%以上が「対策なし」と回答していた。

IV 考察と今後の取組

前回調査より禁煙施設は増加し、「対策なし」の施設は減少した。一方、「分煙施設」の割合に有意差が見られなかったのは、差にばらつきがあるため、協議会で対策を講じてきた分煙困難な旅館・ホテル、遊技場、飲食店では改善傾向にあると考える。これまで禁煙支援や受動喫煙防止を目的に禁煙スタンプや禁煙ステッカー、ちらし等を作成し、全域的な普及啓発に取り組んできた。

今回の結果でちらし等を活用した地道な普及啓発活動は効果的であったと考える。今後も引き続き協議会を通して、「対策なし」と回答した公民館・集会施設、遊技場、飲食店をターゲットに普及啓発の徹底を行っていく必要がある。

また、「喫煙者がいないため対策を講じていない」という施設もあったため、喫煙者のいない施設においても、喫煙者の利用者に対する対策を検討し、講ずるべき内容を標示するよう働きかけていく必要がある。

現在、日本の受動喫煙防止対策は、健康増進法や労働安全衛生法等に基づく努力義務となっているが、努力義務によるこれまでの対策では不十分と言われ、厚生労働省は、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、平成29年3月に受動喫煙防止対策強化の基本的な考え方の案を公表した。これによると健康増進法の一部改正案で特定施設等の利用者と管理者の責務、義務違反者に対する罰則を設ける検討が進められ、受動喫煙を極力なくするという方向性が示されている³⁾。これらのことから、保健所は、施設側が自主的に受動喫煙防止に取り組めるよう、分かりやすく助言を行っていく必要がある。

受動喫煙防止対策は、各施設の単独の取組は困難なため、保健所の後方支援が必要であるとする。そのため、今後も当協議会において協議会委員の協力を得ながら、また、国の動向も見ながら、受動喫煙防止対策に取り組んでいきたい。

更に、個別支援においては、地域・職域と連携し、市町村や教育機関とも連携しながら受動喫煙の知識や禁煙の普及啓発に取り組んでいきたい。

〈引用・参考文献〉

- 1) 飯干麻子ら:延岡、西臼杵地域・職域の分煙の現状とたばこ対策(第22回宮崎県地域健康推進研究会抄録集).2011.5
- 2) 国立保健医療科学院短期研修:健康・栄養調査の企画・運営・評価に関する研修目標達成度評価シート Version 1.1.2012.2
- 3) 厚生労働省:受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方の案)報道発表資料.2017.3